

京都市特例児童扶養資金の償還の免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年2月28日

京都市長 門川大作

京都市規則第64号

京都市特例児童扶養資金の償還の免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 京都市特例児童扶養資金の償還の免除に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第2条 京都市特例児童扶養資金の償還の免除に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「19万円」を「49万円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則中第1条及び次項の規定は公布の日から、第2条及び附則第3項の規定は平成31年3月1日から施行する。

(適用区分)

2 第1条の規定による改正後の京都市特例児童扶養資金の償還の免除に関する条例施行規則第2条第2号の規定は、平成31年7月1日以後の申請に係る償還の免除について適用し、同日前の申請に係る償還の免除については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の京都市特例児童扶養資金の償還の免除に関する条例施行規則第2条第2号の規定は、同条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係る償還の免除について適用し、施行日前の申請に係る償還の免除については、なお従前の例による。この場合において、施行日から平成31年6月30日までの間における同号の規定の適用については、同号中「所得税法に規定する同一生計配偶者」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）による改正前の所得税法に規定する控除対象配偶者」とする。

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課)